

令和7年度
吉田国有林外森林整備事業（造林）

閲覧図書

添付書類

1. 入札者注意書

2. (案)森林整備事業請負契約書

- (1) 別紙1 暴力団排除に関する特約条項
- (2) 別紙2 その他特記仕様書
- (3) 別紙 事業内訳書
- (4) 作業仕様書総則
- (5) 地拵仕様書
- (6) 植付仕様書
- (7) 苗木購入仕様書
- (8) 防護柵設置仕様書
- (9) 防護柵購入仕様書
- (10) 図面（縮尺1/200,000、1/20,000、1/5,000）

3. 契約情報の公表

島根森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れました入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があつても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

要割印

収入印紙

(案)

森林整備事業請負契約書

1 事業名 吉田国有林森林整備事業(造林)

2 事業場所 島根県安来市 吉田国有林

3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり

4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和7年11月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、事業内訳書のとおり

5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)

[注] 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内
×	中間前金払	第35条第4項
	部分払	回以内
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第38条
		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条は、別紙の事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (5) その他特記仕様書は別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年2月26日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 島根県松江市向島町134-10

分任支出負担行為担当官

氏 名 島根森林管理署長

印

請負者 住 所

氏 名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

別紙1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いに関する特記仕様書

○国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて

次の通り工事看板に国土強靭化対策事業であることを記載し、地域住民等に
対して発信することとする。

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靭化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため 地拵・植付作業を行っています 国土強靭化対策事業

2 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を
製作することは不要。

これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

別紙1

事 業 内 訳 書

可分作業区分	作業種	事業期間	国有林 ・ 林小班	記番	数量	摘要				
松江・ 横田担 当区	植付	契約日の翌日から 令和7年11月28日まで	吉田国有林 3ほ5林小班		11. 28ha	ヒノキ 普通苗 9.97ha 19940本 スギ (少花粉) 普通苗 1.31ha 2620本				
						小計				
	地拵	契約日の翌日から 令和7年11月28日まで	吉田国有林 3ほ5林小班		10. 45ha					
						小計				
	防護柵 設置	契約日の翌日から 令和7年11月28日まで	吉田国有林 3ほ5林小班		3. 18km					
						小計				
植 付 合計					11. 28ha					
地 拵 合計					10. 45ha					
防 護 柵 設 置 合計					3. 18km					

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名			事業場所				
発生日時	令和 年 月 日(曜日) 時 分				天候		
災害発生状況・原因	①どの様な場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。						
被害状況	人的被害・物的被害を記載						
被災者	氏名	生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先					経験年数	
	傷病名	傷病部位	休業見込期間・死亡日時			被災場所	
今後の対策							
所見・状況							

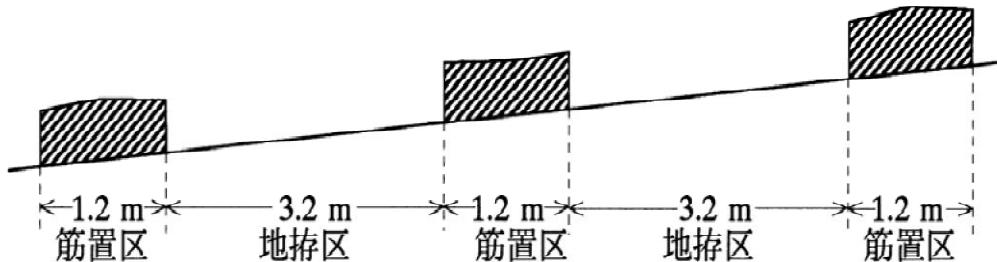
注) 労働災害(4日以上の休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

地拵仕様書（全刈）

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 刈払物、末木枝条を植付の支障とならない程度に、整理する（地拵区）

- 3 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の保残）

- 4 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

（巻枯らしの要領）

- 5 巷枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（その他）

- 6 その他技術的事項等に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書

(地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

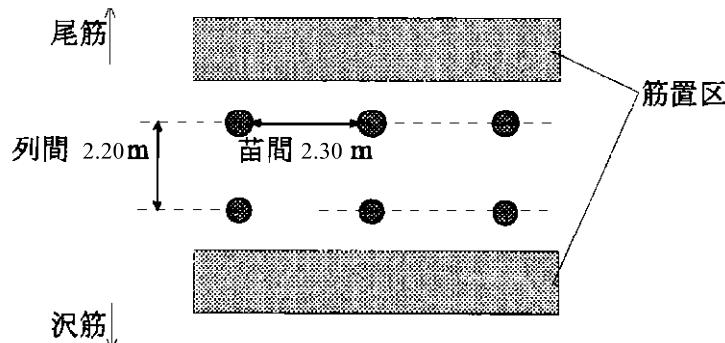
(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

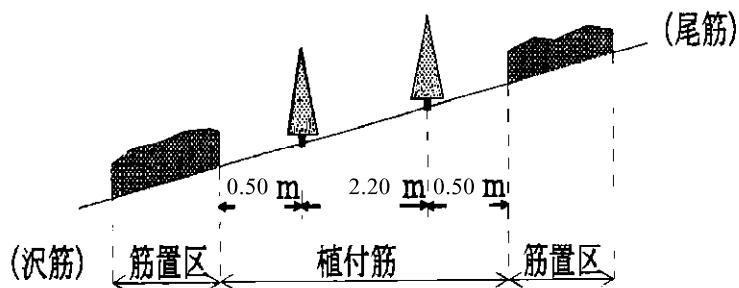
植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
スギ	2, 000 本／ha
ヒノキ	2, 000 本／ha

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は 2.25 m とする。
- 5 全刈筋置地拵箇所の植付は、植付筋 2 列植、列間距離 2.20 m、苗間距離 2.30 m を原則とし、下図の要領により植付ける。

図(平面図)



図(側面図)



(植付要領)

- 6 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したもの）を用いて植付地点を決定する。
- 7 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。

苗木購入仕様書 (普通苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	備考
ヒノキ	2年生	35cm以上	6.0mm以上	19,940本	
スギ(少花粉)	2年生	35cm以上	6.0mm以上	2,620本	
計				22,560本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- ア 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- イ 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチャリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- ウ 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、团子状になっていないもの。
- エ 地上部と地下部の均整がとれているもの。
- オ 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色調をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- カ 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- キ 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の輸送方法等については、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し次の要領で行うこと。

(1) 「こも」使用の場合

- ア 苗木の梱包には、「こも」を使用すること。
- イ こもはなるべく厚手のものを使用し、結束は3箇所以上とする。

- ウ 根の部分に、わら、こもぎれ等をあて、根の乾燥を防ぐこととする。
- エ 仮植地の選定及び仮植方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に実施すること。

(2) 「ライフパック」 使用の場合

- ア 苗木の梱包には、「ライフパック」を使用すること。
- イ 苗木は、雨や露でぬれていないこと。又根に余分な土をつけないこと。
- ウ しば等の保水物を入れたり、水かけは行わないこと。
- エ 苗木を結束する場合は、ワラヒモを使わず合成樹脂のテープ等を使用すること。
- オ なわがけは3箇所以上とし、密封するために両側をよじりながらその部分になわがけをする。
- カ 苗木の保管場所及び方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に保管すること。

(3) 「苗木貯蔵箱」 使用の場合

- ア 苗木の梱包には、「苗木貯蔵箱」を使用すること。
- イ 苗木貯蔵箱の取扱いにあたっては、破損しないよう留意し破損したものは使用してはならない。
- ウ 梱包作業は、出来るだけ直射日光をさけて行う。
- エ 苗木は、雨や露でぬれていないこと。又根に余分な土をつけないこと。
- オ 苗木の入れ方は、できるだけ葉と根の部分を離すために同じ方向がよいが、交互にする場合は葉と根を密着させないこと。
- カ 密封しないと貯蔵効果に影響するので、指定したテープで目ぼりを完全に行うこと。
- キ 苗木の保管場所及び方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に保管すること。

6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならぬ。

(支柱の固定)

- 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかりと固定すること。
- 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るために必要に応じ控えをとること。(別図2)
- できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径 6cm 以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

(ネット下部の固定)

- ネットと地面とに隙間をつくりないよう、アンカーでネットの下部や押さえロープを固定する。
- アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- ネット上部の張りロープは、弛みが生じないよう固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

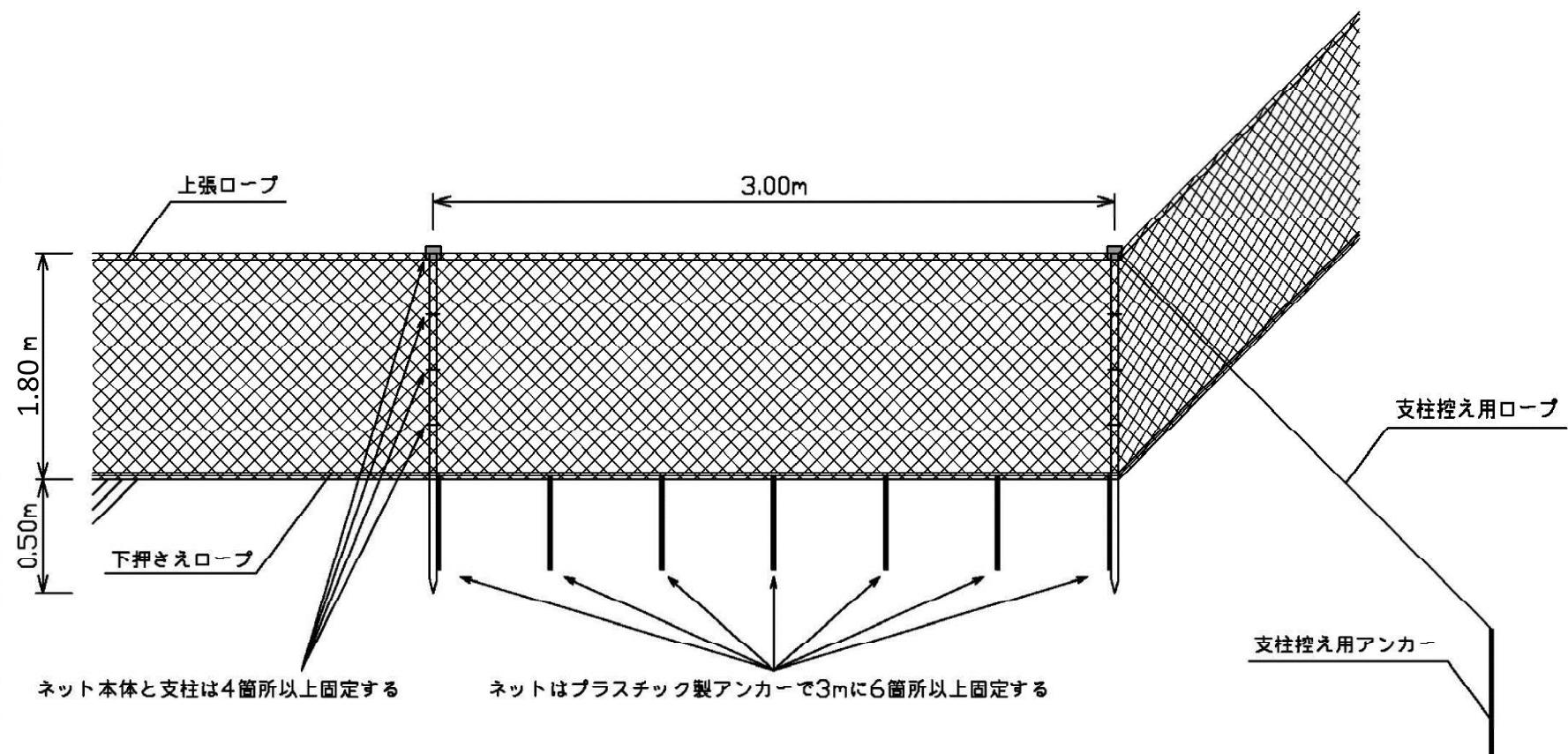
(スカートネット)

- スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約0.45m部に、約0.5m間隔で結束バンドにより固定する。
下部は防護柵から約0.9m離して約1m間隔でアンカーにより、隙間ができるよう固定する。(別図3)

(出入り口)

- 出入り口は、監督員と相談のうえ適宜設置すること。

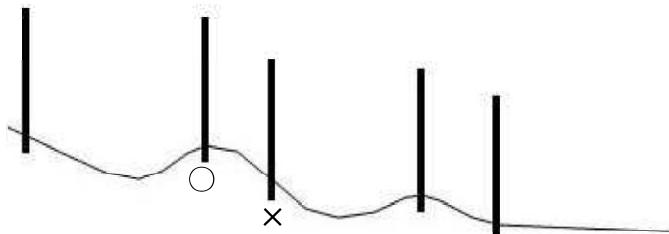
防護柵設置図



(別図 1)

支柱の設置箇所

(支柱の間隔は基本 3 m、地形に応じて 3 m以下)



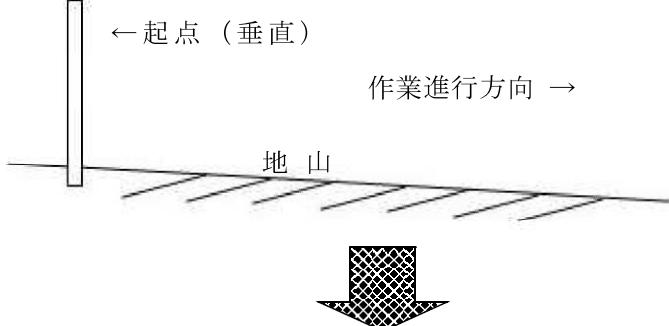
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

支柱の固定方法

←起点（垂直）

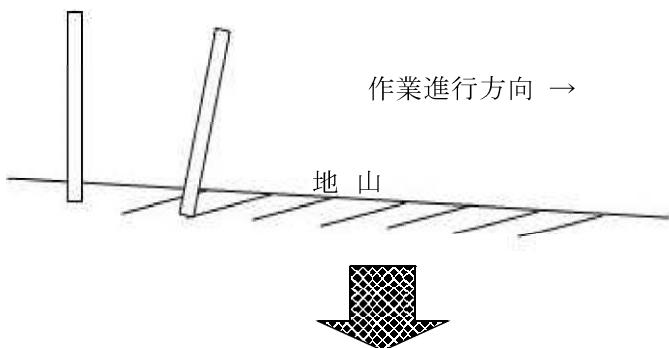
作業進行方向 →

ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



作業進行方向 →

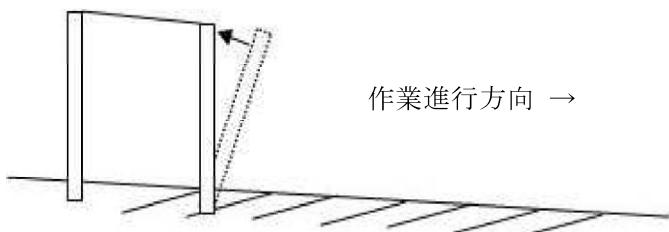
支柱は作業進行（斜面下方）方向へ傾けて打ち込む。



張ロープ

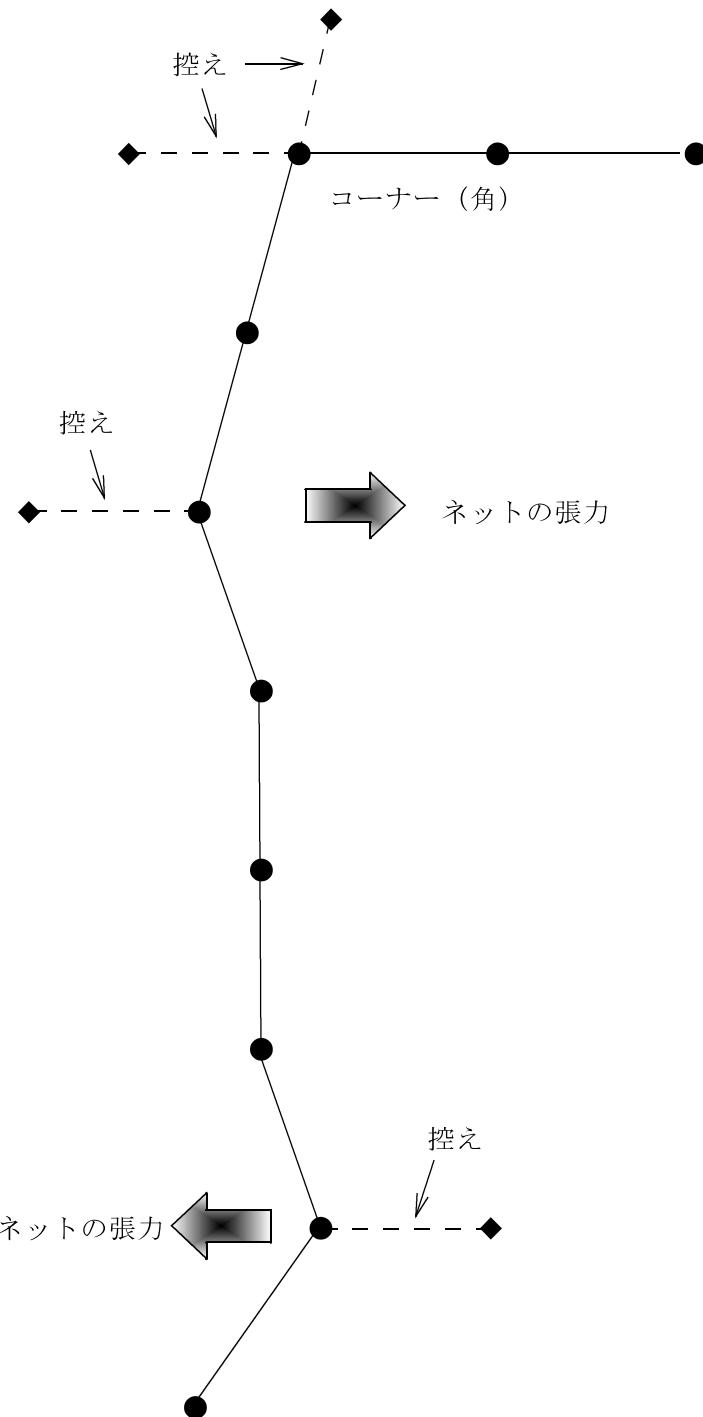
作業進行方向 →

ロープの張力により支柱を引き起こし垂直（最もネットが高く）に仕上げる。



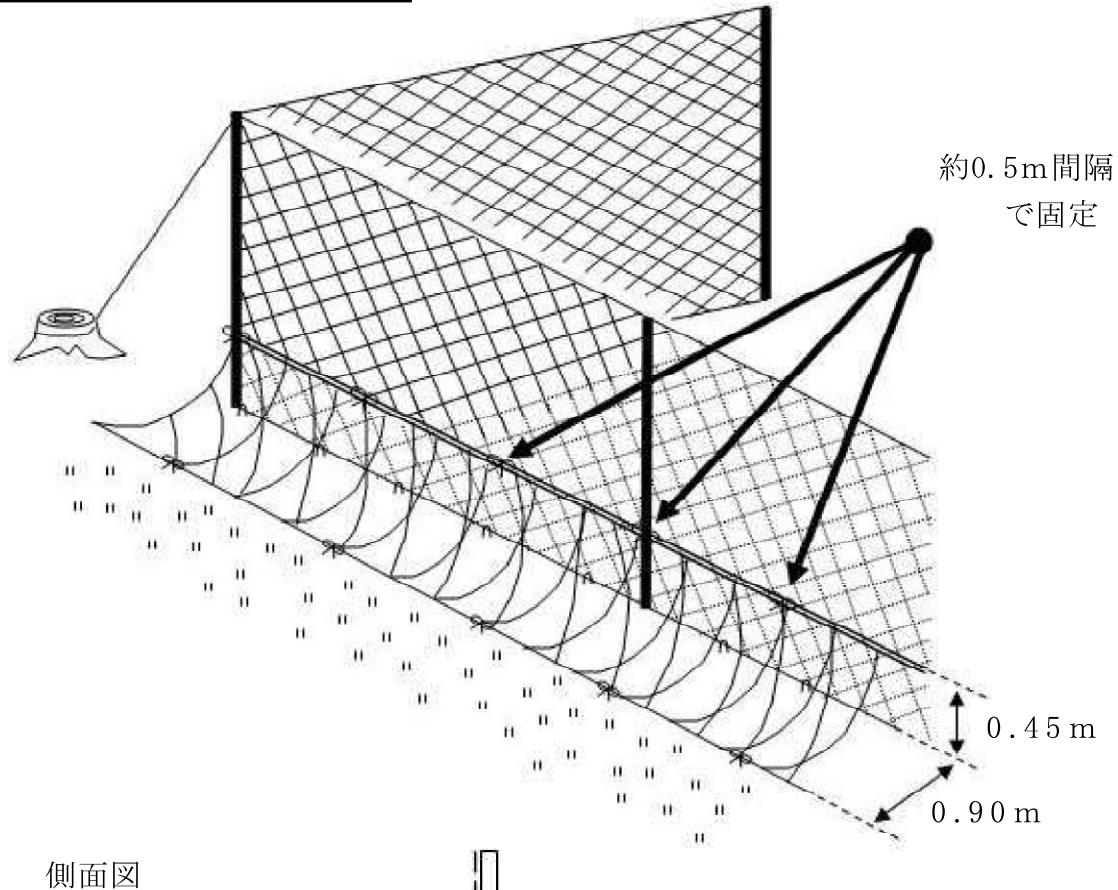
(別図2)

控えロープの設置方法

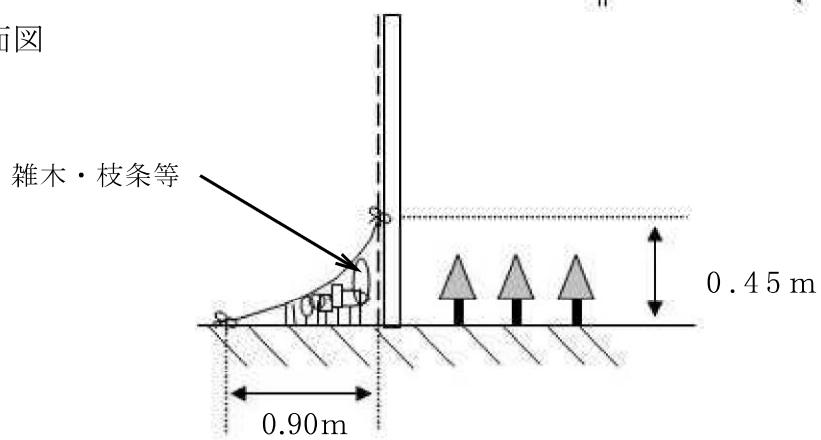


(別図3)

スカートネット設置状況図



側面図



◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約45 cm部に、約0.5m間隔（3mに6カ所）で結束バンドにより固定する。

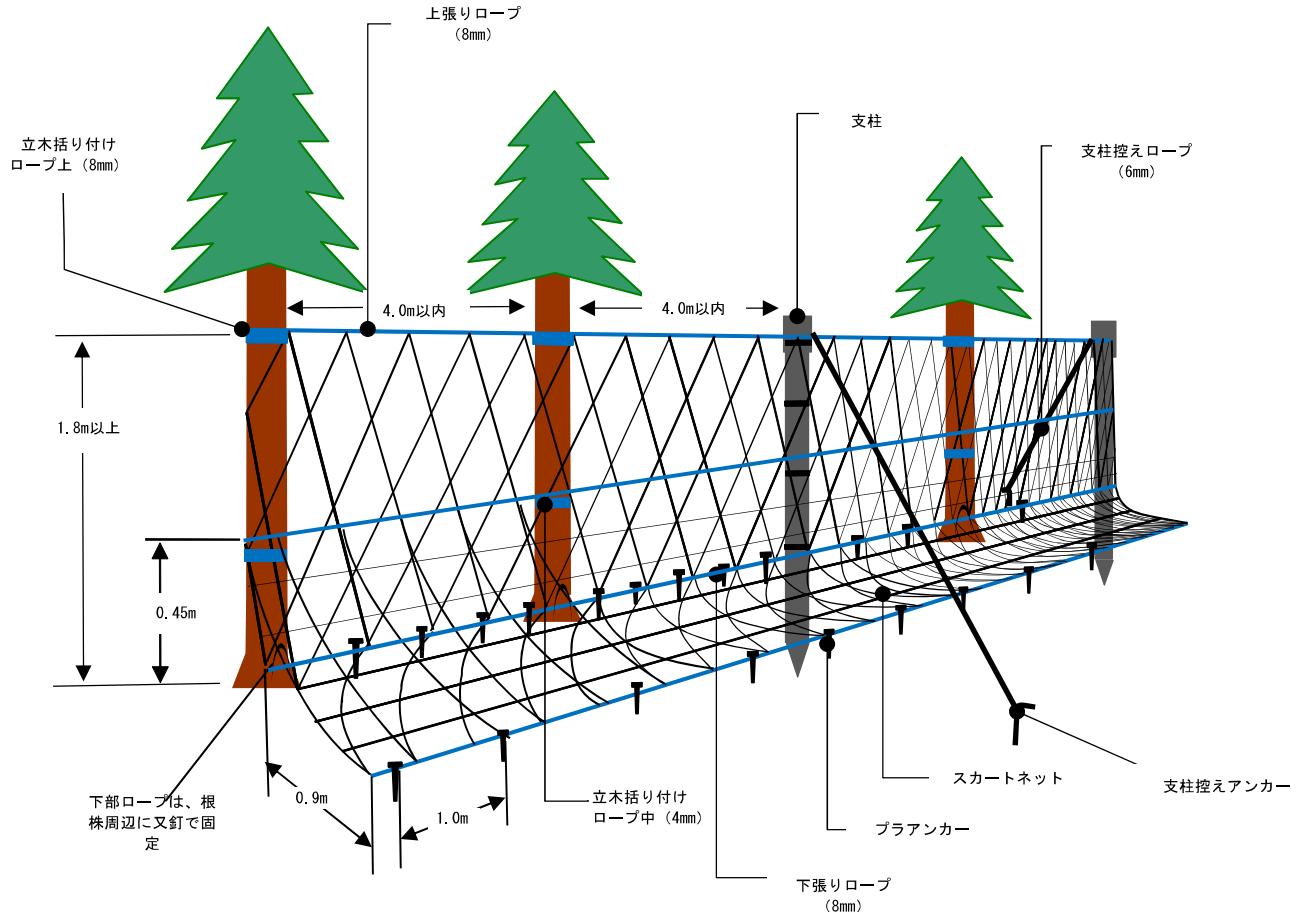
下部は防護柵から約0.9m離して約1m間隔でアンカーにより、隙間ができるないように固定する。

◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

防護柵設置特記仕様書及び標準図（立木及び支柱利用）

- 1 立木を利用した防護柵設置は、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 防護柵を設置するために利用する立木は、防護柵設置仕様書 6 を基本とすること。
- 3 立木の間隔は、4 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 支柱の設置は、立木の間隔が4 m以上になる場合に設置することを基本とし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所、ロープで固定すること。
また、下張りロープは、根株周辺で又釘にて固定すること。
- 6 スカートネット、ネット、ネットかがりロープは、結束バンドで固定すること。
また、結束バンド間の距離は、50cm程度とすること。
- 7 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 8 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

【標準図】



防護柵購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	全体数量	備考
侵入防止網	PE、網目：16mm目合、高さ：2.0m以上、長さ50m 同等かそれ以上	73巻	
侵入防止網用上張りロープ	PP又はPEロープ、径 8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	67巻	
侵入防止網用下張りロープ	PEロープ、径 8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	67巻	
支柱	鉄・厚さ0.5mm、径38mm、長さ1.8m以上又はFRP製・厚さ3.0mm、径33mm、長さ1.9m以上 同等かそれ以上	1130本	
支柱（基礎部）	鉄・厚さ1.6mm、径25mm角、長さ0.99m以上又はFRP製・厚さ6.0mm、径26mm、長さ1.0m以上 同等かそれ以上	1130本	
支柱キャップ	ロープ止め付	1130個	
固定アンカー	長さ430mm以上（劣化しにくいもの）	6358本	
鉄又釘(下部ロープ固定用)	1.65mm(#16)×25mm 重さ250g以上	1箱	
スカートネット	PE、網目：50mm目合、幅：1.35m、長さ50m 同等かそれ以上	73枚	
上張りロープ（スカートネット用）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	67巻	
下張りロープ（スカートネット用）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	67巻	
固定アンカー（スカートネット用）	長さ430mm以上（劣化しにくいもの）	3179本	
支柱控えロープ	PEロープ 径6mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	26巻	
支柱控えアンカー	L型異形鉄アンカー径 10mm以上、長さ600mm以上 同等かそれ以上	565本	
結束バンド	200mm以上	118袋	(100本入)
括りつけロープ（上）	PEロープ 径8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	2巻	
括りつけロープ（中）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	2巻	
支柱沈込防止用 留め具	支柱の沈み込みを防止出来るもの	1130個	

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。

3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

5. 指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

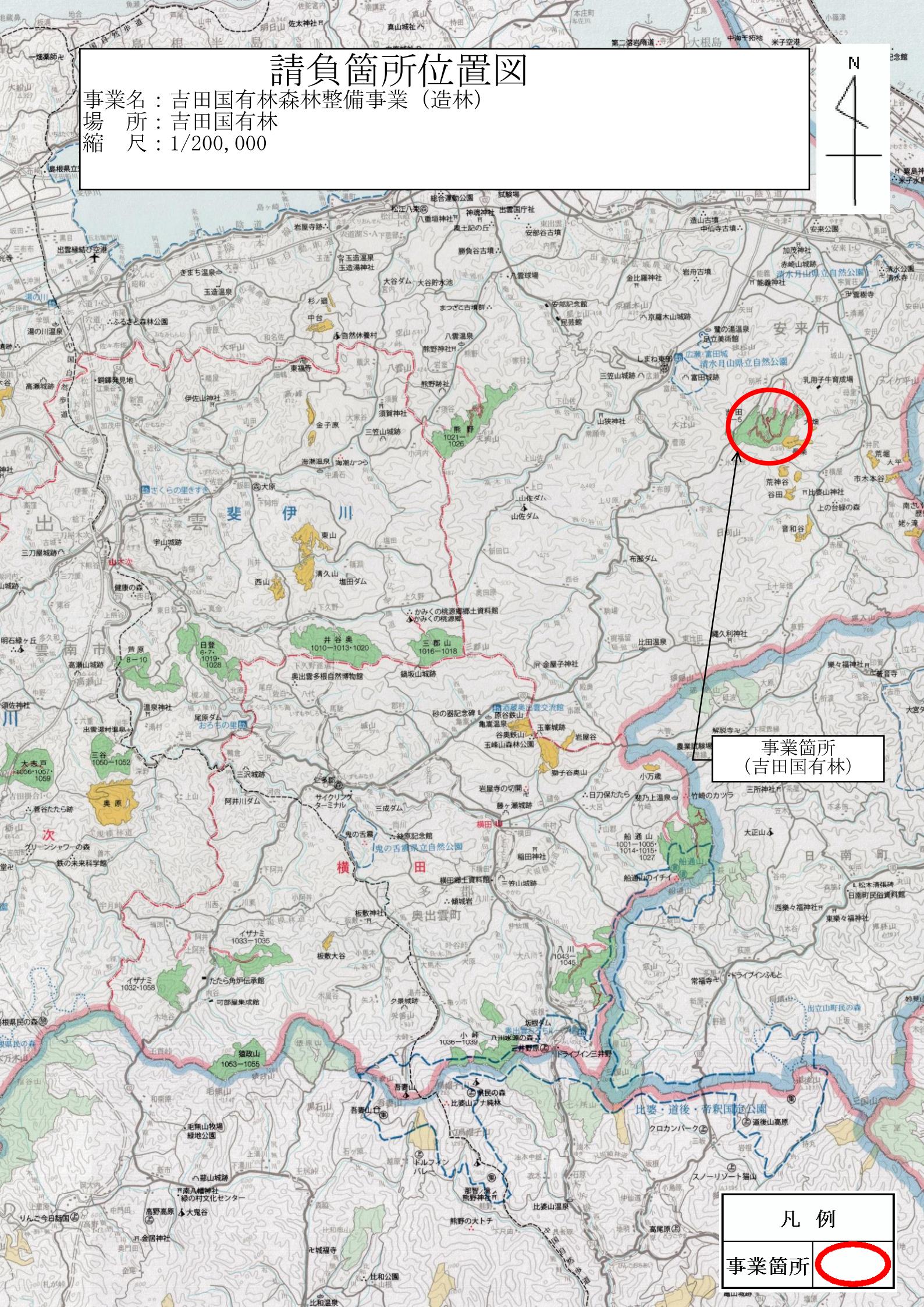
なお、納品書等の写しを監督職員に必ず提出すること。

6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

請負箇所位置図

事業名：吉田国有林森林整備事業（造林）
場所：吉田国有林
縮尺：1/200,000

N



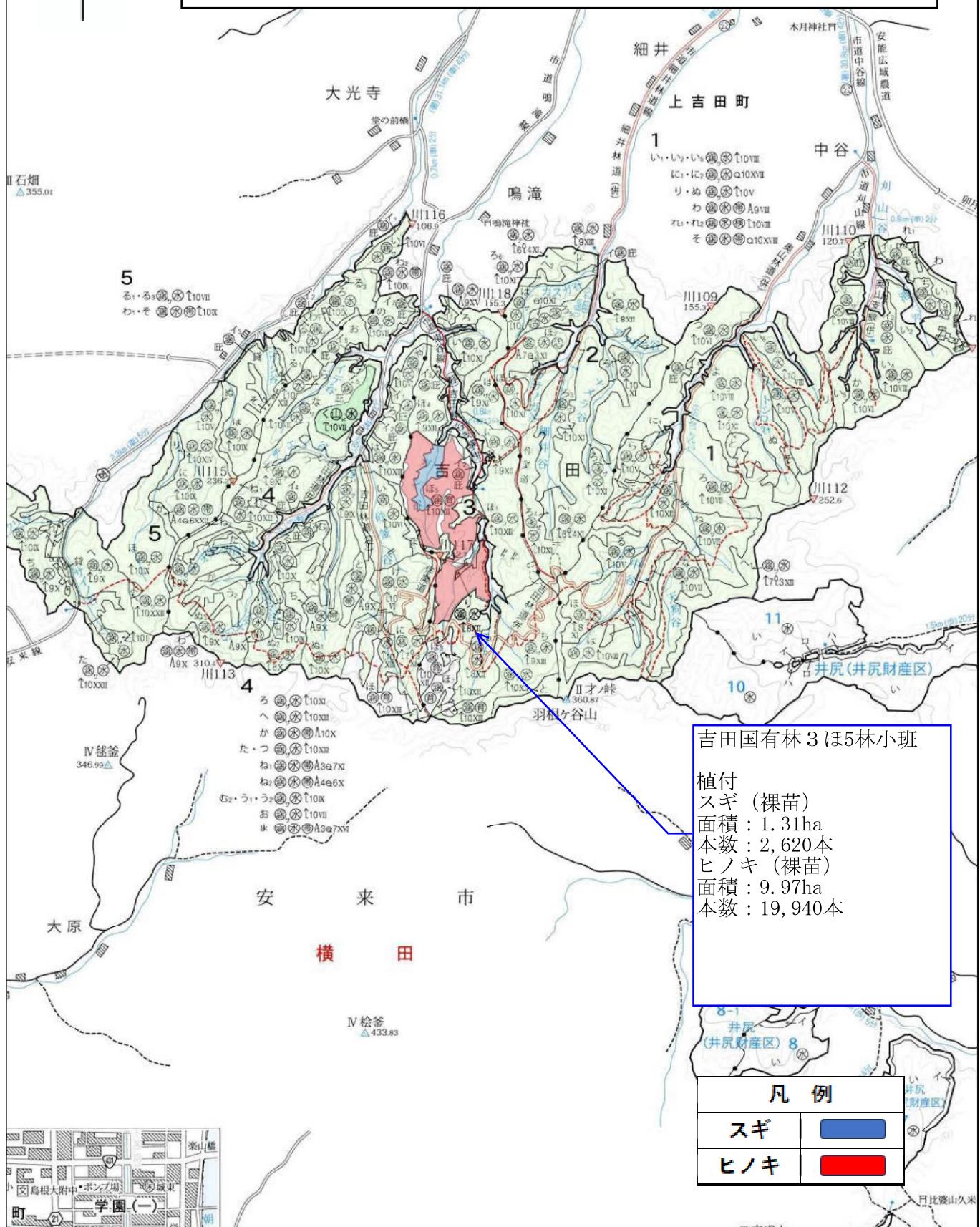
事業箇所
(吉田国有林)

凡例

事業箇所

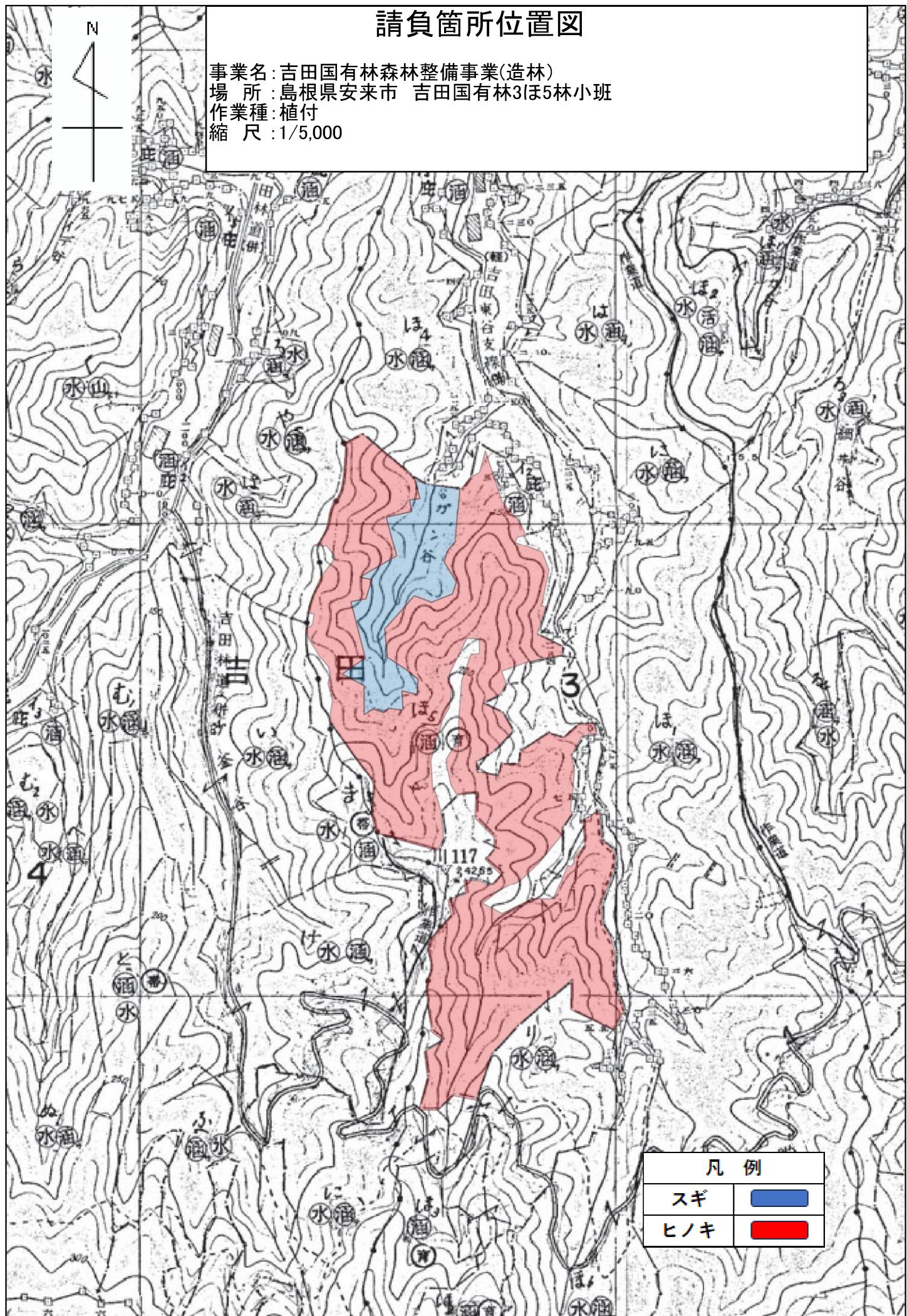
請負箇所位置図

事業名：吉田国有林森林整備事業(造林)
 場所：島根県安来市 吉田国有林3ほ5林小班
 作業種：植付
 縮尺：1/20,000



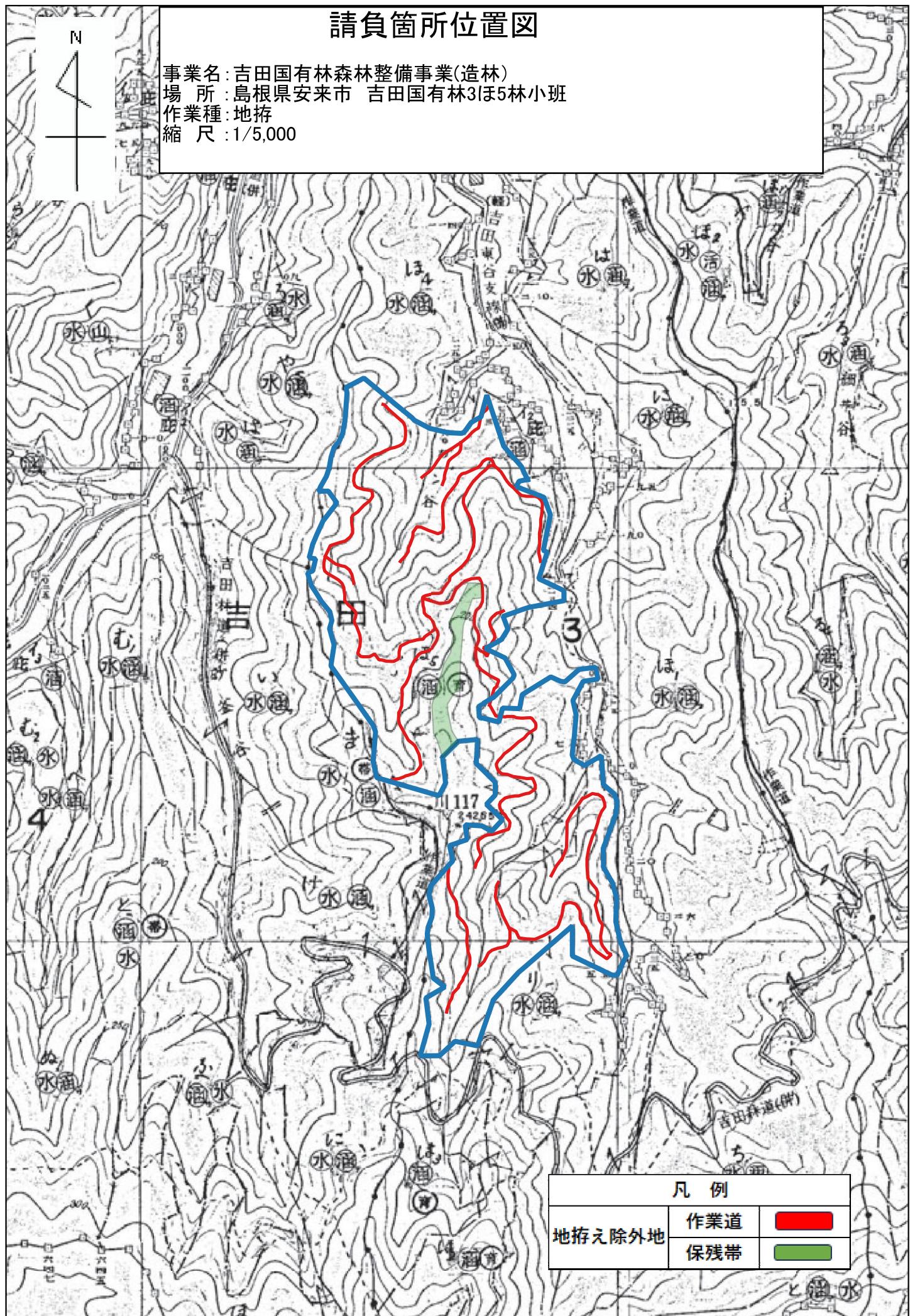
請負箇所位置図

事業名:吉田国有林森林整備事業(造林)
場 所:島根県安来市 吉田国有林3ほ5林小班
作業種:植付
縮 尺:1/5,000



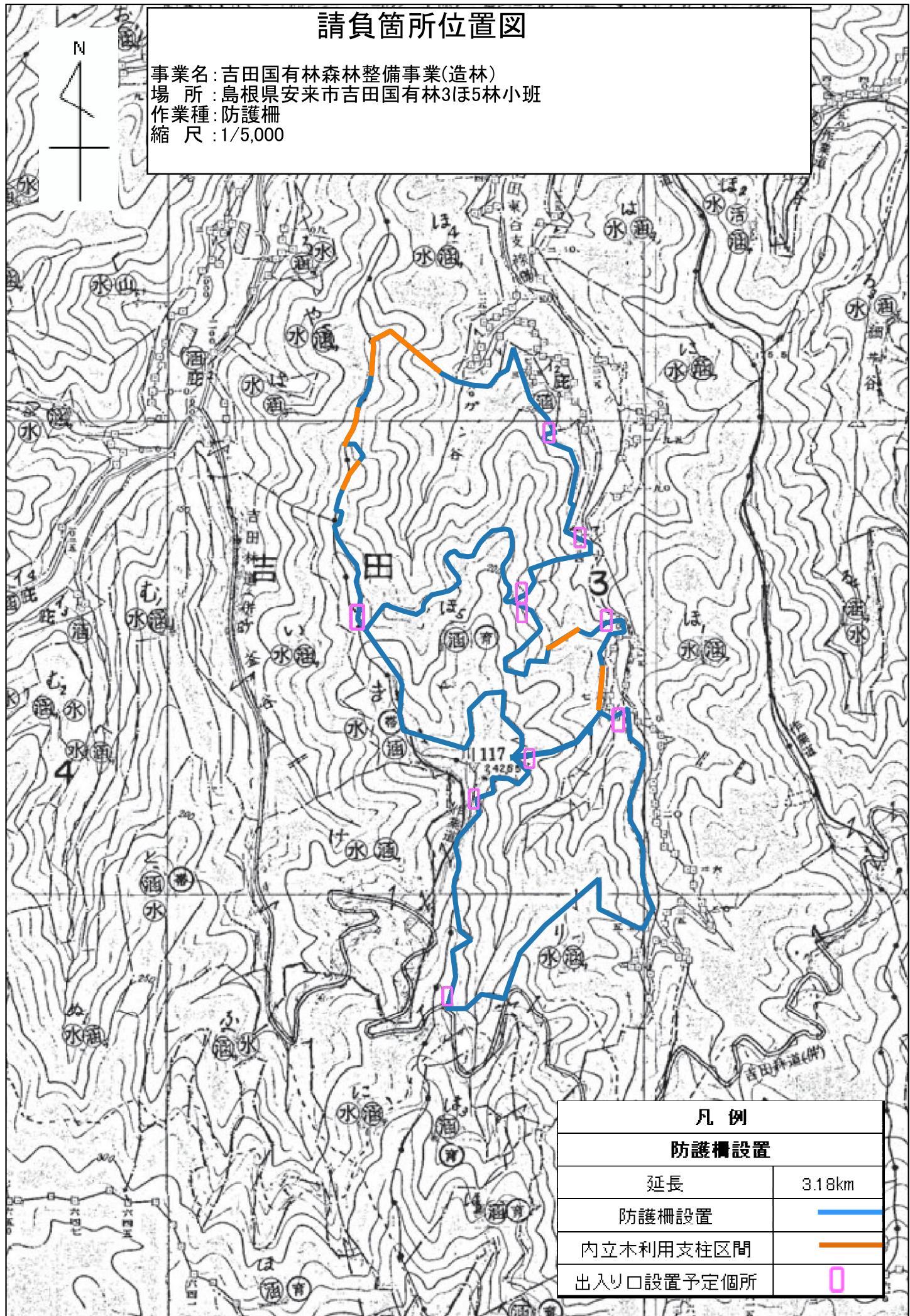
請負箇所位置図

事業名: 吉田国有林森林整備事業(造林)
場 所: 島根県安来市 吉田国有林3ほ5林小班
作業種: 地拵
縮 尺: 1/5,000



請負箇所位置図

事業名: 吉田国有林森林整備事業(造林)
場 所: 島根県安来市吉田国有林3号5林小班
作業種: 防護柵
縮 尺: 1/5,000



(別紙) 契約情報の公表様式

令和7年度請負事業（造林）

島根森林管理署

事業名：吉田国有林森林整備事業（造林）

作業種	国有林	林小班	実行 数量 (ha、km)	作業期間	林分条件	作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
植付	吉田	3ほ5	11.28ha	契約日の翌日から 令和7年11月28日まで	中（100%）	人力	8.9	53	安来市伯太支所
計			11.28ha						
地拵	吉田	3ほ5	10.45ha	契約日の翌日から 令和7年11月28日まで	難（56%）やや難（44%）	人力・機械	8.9	53	安来市伯太支所
計			10.45ha						
防護柵設置	吉田	3ほ5	3.18km	契約日の翌日から 令和7年11月28日まで	中（90%）易（10%）	人力	8.9	53	安来市伯太支所
計			3.18km						